

**妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成の対象疾患、認定基準**

妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成の対象疾患とその認定基準は次のとおりです。対象疾患と診断されても、認定基準に該当しない場合は認定となりませんので、申請前に主治医の先生とご相談ください。

分類	症状
<p>1 妊娠高血圧症候群及びその関連疾患</p> <p>(1) 妊娠高血圧症候群</p> <p>(2) 子 癇</p> <p>(3) 妊娠高血圧症候群関連疾患</p>	<p>次のうち、アに掲げる重症基準を満たすもの又はイに掲げる重症基準に準ずる症状があるものであること。</p> <p>ア 重症基準 次の①、②のいずれかの基準を満たすもの。 ① 収縮期血圧が160mmHg以上又は拡張期血圧が110mmHg以上のもの。 ② 収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上のもののうち、2g/日以上 of 蛋白尿を認めるもの。ただし、随時尿を用いる場合は、複数回の新鮮尿検査で連続して3+ (300mg/dℓ) 以上であること。</p> <p>イ 重症基準に準ずる症状 原則として、次の①から③のいずれかの症状があるもの。 ① 浮腫が全身に及ぶもの。 ② 2g/日以上 of 蛋白尿を認めるもの。ただし、随時尿を用いる場合は、複数回の新鮮尿検査で連続して3+ (300mg/dℓ) 以上であること。 ③ 収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上のもののうち、300mg/日以上 of 蛋白尿を認めるもの。ただし、随時尿を用いる場合は、複数回の新鮮尿検査で、連続して+ (20-50mg/dℓ) 以上であること。</p> <p>妊娠20週以降に初めてけいれん発作を起こし、てんかんや二次性けいれんが否定されるもの。 (妊娠子癇、分娩子癇、産褥子癇)</p> <p>肺水腫、脳出血、常位胎盤早期剥離、HELLP症候群</p>
<p>2 糖尿病及び妊娠糖尿病</p>	<p>次に掲げるアからウのいずれかであること。</p> <p>ア 妊娠前から糖尿病と診断されたもの</p> <p>イ 妊娠糖尿病 妊娠中、75g経口ブドウ糖負荷試験において次の①から③のいずれかを満たすもの。ただし、ウと診断されたものは除く。 ① 空腹時血糖値：92 mg/dℓ以上 ② 負荷後1時間値：180 mg/dℓ以上 ③ 負荷後2時間値：153mg/dℓ以上</p> <p>ウ 妊娠時に診断された明らかな糖尿病 妊娠中、次の①から④のいずれかを満たすもの ① 空腹時血糖値：126 mg/dℓ以上 ② HbA1c (JDS) が6.1%以上であるもの。 ③ 確実な糖尿病網膜症を認めるもの。 ④ 随時血糖値又は75g経口ブドウ糖負荷試験の2時間値が200mg/dℓ以上であって、空腹時血糖又はHbA1cにより確認されたもの</p>
<p>3 貧血</p>	<p>血色素量がおおむね9 g/dℓ 以下のもの。</p>
<p>4 産科出血</p>	<p>産科出血による多量の出血 (1,000cc以上の分娩時出血) で輸血その他の応急処置を必要とするもの。</p>
<p>5 心疾患</p>	<p>先天性又は後天性の心疾患を有し、心不全、肺水腫、心内膜炎、心房細動等の病態の悪化が認められるもの。</p>

◎なお、この制度は、以下のいずれかの要件を満たす方が対象です。

- (1) 前年分の総所得税額が30,000円以下の世帯に属する方
- (2) 入院見込期間が26日以上の方